

「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務委託仕様書

1 事業名

「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務委託

2 事業の趣旨

本業務は、京都市内の交通秩序を保ちつつ、観光地が観光客をスムーズに迎え入れることができる体制を整えられるよう、現在も観光バスの路上滞留が発生している箇所において、観光バスの路上滞留を解消するため、啓発活動等を実施するものである。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(3) 委託費の対象経費

観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施に係る関連費用一式、消費税及び地方消費税等

(4) 再委託

当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ発注者の承認を得ることとする。

(5) 資格

本業務は、交通誘導警備業務に該当しないため、交通誘導警備業の資格を有する必要は無いこととする。

4 啓発活動実施日時・場所

啓発活動実施日（予定）：（1回目）令和5年11月10日（金）～11月26日（日）
のうち9日間

（2回目）令和6年2月上旬～2月中旬のうち6日間

（3回目）令和6年3月中旬～3月下旬のうち7日間

時間：午前10時～午後6時（8時間（1時間程度の休憩含む））

※お昼の時間帯は、観光バスの路上滞留が多くなる傾向にあるため、午前11時～午後2時の時間帯はなるべく避けて休憩時間を確保すること。

実施場所（予定）：御池通（堀川～川端通）西行き・東行き
五条通（川端通～東大路通）東行き
烏丸通（御池通～五条通）北行き・南行き

誘導員の配置人数（想定）：別紙「【参考資料2】配置予定人数」を参照。

※具体的な人数に関しては、協議のうえで決定する。

5 業務内容

（1）啓発活動

啓発要請文と周辺の観光バス駐車場情報を提供したうえで、近隣の観光バス駐車場への誘導を行う。

（2）観光バスの路上滞留に係る実態調査

啓発活動時に、以下の項目の記録・集計を行う。

- ア ナンバープレートの車籍地（例：和泉、京都）
- イ バス会社・旅行会社
- ウ 滞留場所・時間
- エ 停車理由
- オ 観光バスの乗客の国籍（分かれば）

6 委託業務の進行等

（1）業務スケジュールの調整

受注者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、発注者に届け出て承認を得るものとする。

（2）協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

7 成果物の提出

（1）実施内容等に関して

実施内容、実施結果等を示した報告書5部（紙及び電子データ）を提出する。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

報告書は啓発活動を実施するごとに作成し、以下の期限までに提出すること。

- （1回目）令和5年12月下旬（予定）
- （2回目）令和6年3月中旬（予定）
- （3回目）令和6年3月下旬（予定）

なお、報告書には以下の項目を記載すること。

- ・ ナンバープレートの車籍地（例：和泉、京都）
- ・ バス会社・旅行会社
- ・ 滞留場所・時間
- ・ 停車理由
- ・ 観光バスの乗客の国籍（分かれば）
- ・ 滞留場所・時間をマッピングした地図

（２）勤務実績に関して

本業務に係る従事時間（勤務実績時間）の実績を示した報告書１部（紙及び電子データ）を提出する。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

８ その他

- （１）委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行う。
- （２）本事業に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- （３）業務遂行に係る必要な設備、人員等については、全て受注者が用意するものとする。
- （４）受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- （５）受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。
- （６）円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。